

# 提出議案

# 24件すべて可決

6月  
定例会

## 特別給付金に注目

令和4年第5回清水町議会定例会は、6月8日から21日までの14日間の会期で開催されました。初日は、行政報告、条例の一部改正4件、一般会計ほか5会計の補正予算、工事請負契約の締結3件、物品の取得1件の審議を行い全て可決しました。2日目は、一般質問が行われ、6人が町政について質問しました。最終日の3日目は、条例の一部改正4件、一般会計補正予算、美蔓辺地に係る総合整備計画の策定、過疎地域持続的発展市町村計画の変更、規約の変更3件、意見書6件についての審議を行い全て可決し閉会しました。

### 可決した主な議案

#### 新型コロナウイルス感染症の影響により 収入が減少した世帯に対する国民健康保険税減免措置

国民健康保険税について、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯に対する減免措置期間を、令和4年度納期分へも延長するための条例改正案を可決しました。

#### 新型コロナウイルス感染症の影響により 収入が減少した世帯に対する介護保険第1号被保険者の介護保険料減免措置

介護保険料について、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した介護保険第1号被保険者の介護保険料の減免措置期間を、令和4年度納期分へも延長するための条例改正案を可決しました。

#### 一般会計ほか5会計の補正予算を可決しました

令和4年度一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療保険特別会計、介護保険特別会計、水道事業会計、下水道事業会計の補正予算を可決しました。主な内容は、物価高騰等への支援として、住民税非課税世帯等と低所得の子育て世帯に対し、国・道の補助金を受けて支給する給付金です。（3ページに詳細を説明）

## 非課税世帯臨時特別給付金

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯に対して臨時特別給付金を支給します。(令和4年4月26日に国の閣議決定で以下の対象者が新たに追加となりました。)

### ● 対象者

- ①令和4年度住民税(均等割)が非課税の世帯 ※令和3年度未支給の世帯のみ
- (1)世帯の全ての方が、令和3年12月10日以前から清水町にお住まいの場合
    - ・対象となる世帯には、給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。
  - (2)世帯の中に、令和3年12月11日以降に転入した方がいる場合
    - ・給付金を受け取るには、申請が必要です。
- ②新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当となった世帯(家計急変世帯)
- ・給付金を受け取るには、申請が必要です。

※①②ともに、住民税が課税されている者の扶養親族のみの世帯は対象外となります。  
※詳細については、広報しみずお知らせ版(令和4年8月号)をご覧ください。

### ● 給付額

1世帯当たり10万円

### -MEMO-

6月定例会では、新たに対象となり追加支給する世帯を100世帯と見込んだ補正予算が可決されました。

## 子育て世帯生活支援特別給付金

(ひとり親以外の子育て世帯分)

※ひとり親世帯分は、道より直接支給されます。

新型コロナウイルス感染症による家計への影響が長期化する中で、子育て世帯に対し、生活の支援を行う観点から、食費等による支出の増加の影響を勘案し、給付金を支給します。

### ● 対象者

- ①令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の支給を受けている方であり、令和4年度分の住民税均等割が非課税である方
- ②対象児童(令和4年3月31日時点で18歳未満の子(障がいをお持ちのお子様については20歳未満)の養育者であり、次のいずれかに該当する方
- ・令和4年度分の住民税均等割が非課税である方
  - ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家庭が急変し、令和4年度分の住民税均等割が非課税である方と同様の事情にあると認められる方
- ※上記の児童について、令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)を受給の方は対象外です。

### ● 給付額

児童一人当たり一律6万円  
(国事業分 5万円)  
(北海道事業分 1万円)



### -MEMO-

6月定例会では、90人を見込んだ補正予算が可決されました。